

広島県労働協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、広島県労働協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の本部事務所は、広島市内に置く。

2 協会は、必要により、支部を置くことができる。

(目的)

第3条 協会は、企業、労働組合、商工団体、学識経験者、行政機関等が一体となって、労使関係の諸問題に関する理解を深め、良好な労使関係の維持・確立と労働福祉の推進に努め、県経済の発展と県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労働問題に関する各種研究会の開催
- (2) 労働問題に関する調査
- (3) 労働問題に関する事例発表会の開催及び見学会の実施
- (4) 講習会、講演会等の開催及び他団体の開催行事等への協力・支援
- (5) 労働関係資料の提供及び図書等のあっせん
- (6) 会員の相互理解・交流事業
- (7) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 協会の会員は、第3条に掲げる目的に賛同する次の者とする。

- (1) 労働組合
- (2) 企業
- (3) 商工団体
- (4) 地方公共団体
- (5) (1) から (4) を除く各種団体
- (6) 学識経験者
- (7) その他入会を希望する者

(会費)

第6条 会員は、次に定めるところにより、年会費を納入しなければならない。

ただし、天災や新感染症の流行などにより事業の実施が困難である等、特段の事情がある場合は、総会にて徴収額を決定する。

- (1) 資本金1億円以上の企業 20,000円
- (2) 資本金1億円未満の企業、労働組合、各種団体 15,000円
- (3) 個人(学識経験者等) 10,000円

2 年度途中に入会した場合の会費は、次のとおりとする。

区分	入会申込日			
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
資本金1億円以上の企業	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
資本金1億円未満の企業、労働組合、各種団体	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
個人(学識経験者等)	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

(入会)

第7条 協会への入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、入会の承認について理事会に報告する。

(退会)

第8条 協会を退会しようとする者は、理由を明記した退会届出書を会長に提出しなければならない。

(会費の不返還)

第9条 年度の中途での退会者には、会費は返還しないものとする。

第3章 役員

(役員)

第10条 協会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 16名以内
- (4) 監事 2名

2 協会には、必要により、次の役員を置くことができる。

特別顧問 若干名

(役員を選任)

第11条 役員は、会員の中から総会で選任する。

(役員職務権限)

第12条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計及び業務の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

5 特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 前2項の規定は、特別顧問については、適用しない。

第4章 会 議

(会議)

第14条 協会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第15条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要がある場合、会長がこれを招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 総会は、会員をもって構成する。
- 5 総会の定足数は、3分の1以上とする。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 7 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその議決権の行使を他の会員に委任することができるものとし、この場合は、委任を証する書面を会長に提出しなければならない。
- 8 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 予算、決算、事業計画及び事業実績報告に関する事項
 - (2) 役員を選任に関する事項
 - (3) 会則の改廃に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項
- 9 天災や新感染症の流行などにより総会の開催が困難である等、特段の事情がある場合は、総会の開催を省略し、書面議決できることとする。

書面議決は、会員の3分の1以上が書面による議決権を行使し、その過半数でこれを決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(総会の議決の省略)

第16条

議決権を行使することができる会員の全員が総会の決議事項について、書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(理事会)

第17条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。
- 5 理事会は、総会の議決に基づいて、全ての会務を執行する。ただし、軽易な事項及び緊急を要す

る事項については、総会の議決を経ずに専決することができる。

- 6 前項ただし書きの規定により専決処理した事項は、次期総会に報告の上、承認を求めなければならない。
- 7 理事会の定足数は、2分の1以上とする。
- 8 理事会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 9 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその議決権の行使を他の役員（監事及び特別顧問を除く）に委任することができるものとし、この場合は、委任を証する書面を会長に提出しなければならない。
- 10 理事会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に諮る議案
 - (2) 協会の事業に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(理事会の議決の省略)

第18条 理事の全員が理事会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第5章 事務局

第19条 協会に事務局を置き、会務を処理する。

- (1) 事務局長は、雇用労働政策課長をもってあてる。
- (2) 事務局員は、雇用労働政策課の職員をもってあてる。
- (3) 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

第6章 会計

(経費)

第20条 協会の経費は、会費、事業収入、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 解散

(解散)

第22条 協会は、総会において解散を議決したときに解散する。議決は、第15条第6項を準用する。

第8章 その他

第23条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 協会の設立総会に諮る議案は、第16条第10項第1号の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
又、設立時における入会は、第7条の規定にかかわらず、設立発起人会の承認によるものとする。
- 3 協会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、平成9年10月1日から平成10

年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成13年6月6日から施行する。
(平成13年6月6日一部改正)

附 則

この会則は、平成16年6月16日から施行する。
(平成16年6月16日一部改正)

附 則

この会則は、平成18年6月6日から施行する。
(平成18年6月6日一部改正)

附 則

この会則は、平成20年5月29日から施行する。
(平成20年5月29日一部改正)

附 則

この会則は、平成21年6月5日から施行する。
(平成21年6月5日一部改正)

附 則

この会則は、平成23年4月15日から施行する。
(平成23年4月15日一部改正)

附 則

この会則は、平成26年6月3日から施行する。
(平成26年6月3日一部改正)

附 則

この会則は、令和2年9月4日から施行し、改正後の第6条の規定は、令和2年度の会費から適用する。
(令和2年9月4日一部改正)

附 則

この会則は、令和5年6月8日から施行する。
(令和5年6月8日一部改正)